### 8 発生段階ごとの対策等の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
エンザ等の状態新型インフル	・発生が確認されていない状態 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況	続的感染が発生した状態 ・国内では新型インフル エンザ等の患者が発生し ているが、県内及び隣接	者が発生しているが、疫	・県内又は隣接府県で複数の疫学的関係性のない新型インフルエンザ等 患者が発生している状態	・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態・大流行は一旦終息している状況
対策のの	生の早期確認	・新型インフルエンザ等 の国内侵入の状況等を 注視しつつ、県内発生の 遅延と早期発見 ・市内発生に備えて体制 の整備	・市内での感染拡大をできる限り抑制 ・患者に適切で迅速な医療を提供 ・市内発生に備えて体制 の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑制 ・市民生活及び市民経済 への影響を最小限に抑制	・市民生活及び市民経済 の回復と流行の第二波 への備え
	・国・県等との連携 ・発生に備えた体制構築 (訓練、人材育成等) ・市民への情報提供	<ul><li>・サーベイランスの強化</li><li>・市内発生に備えた体制 構築</li><li>・積極的な情報収集と的 確な情報提供</li></ul>	・感染拡大の防止 ・適切な医療の提供	・感染拡大防止から健康 被害軽減に変更 ・適切な医療の提供	・対策の評価及び見直し ・第二波に備えた対策 ・市民への情報提供
体実制施	<ul><li>・市行動計画の作成</li><li>・発生の疑いの段階で必要に応じて連絡会議開催</li></ul>	<ul><li>・市警戒本部の設置</li><li>・市対策本部の設置</li></ul>	・市対策本部の設置	・市対策本部の継続	<ul><li>・市対策本部の廃止</li><li>・第二波に備えた体制へ</li><li>移行</li></ul>
情報 収集 •	・国等を通じた情報収集 ・平常時サーベイランス ・継続的な情報提供	<ul><li>・サーベイランスの強化 (全数把握)</li><li>・相談窓口の設置</li><li>・ホームページ等での情報提供</li></ul>	<ul><li>・サーベイランスの強化</li><li>・相談窓口の強化</li><li>・ホームページ等での情報提供</li></ul>	・学校等の集団発生の把握強化 ・相談窓口の継続 ・ホームページ等での情報提供	・平常時サーベイランス へ移行 ・相談窓口の縮小・廃止 ・情報提供の見直し
予防・まん延防	・個人における対策の周知(マスク着用、咳エチケット等) ・学校・福祉施設等における対策の周知(学校・福祉施設等の職員への研修療機関(通常の受動) ・医療周知(強等における対策の周知(強等の) ・医療のの感染防止行動の指導の徹底)	・個人における対策の普及 の「咳エチケット、マスク着 用等の徹底) ・患者・濃厚接触者への対応準備 ・学校、施設等への社会 活動制限準備	・患者・濃厚接触者の対応 ・緊急事態宣言実施時の外出自粛等周知・学校等の臨時休業・発生状況に応じた対策外出自粛要請イベントの中止・延期要請福祉施設の使用制限要請情に必要な場合の福祉機関でのサービスの提供学校等の臨時休業	・患者・濃厚接触者の対応 ・緊急事態宣言実施時の 外出自粛等周知・学校等の臨時休業 ・発生状況に応じた対策 外出自粛要請 イベントの中止・延期要 請福祉施設の使用制限要 請特に必要な場合の福祉 施設でのサービスの提供 学校等の臨時休業	・第二波に備えた対策の評価、見直し
接予種防	・予防接種体制の構築 (特定接種の登録)	・特定接種の実施への協力 ・住民接種の検討	<ul> <li>優先順位による住民接種の広報の徹底</li> <li>住民接種の準備と実施</li> <li>予防接種に関する相談</li> <li>・発生状況に応じた対策特措法に基づく予防接種の準備と実施</li> </ul>	・住民接種の実施 ・住民接種の広報・相談 ・発生状況に応じた対策 特措法に基づく予防接 種の実施	・住民接種の継続 ・発生状況に応じた対策 特措法に基づく予防接 種の実施
医療体制	<ul><li>・検査実施体制整備</li><li>・個人防護具等の準備</li><li>・情報共有体制の整備と確認</li></ul>	・外来準備 ・相談センター設置 ・院内感染対策励行 ・空床情報収集・共有シ ステム準備	・積極的疫学調査 ・相談センターの強化 ・特定対象者への医療の確保 ・感染症指定病院での入院治療	・基礎疾患を有する者に対する医療体制の維持 ・発生状況に応じた対策 重症者への医療体制の 強化 各医療機関での治療の 拡充 臨時の医療施設の設置 県備蓄抗インフルエン ザウイルス薬の投与	・平常時の医療体制へ移 行
市民生活の安定の確保	・事業所の感染対策準備 の周知 ・食料品、生活必需品等 の供給体制の確保	・職場での感染対策の徹 底周知		<ul><li>・事業者に対し、健康管理、感染対策の徹底要請</li><li>・発生状況に応じた対策 社会的活動制限の周知</li></ul>	・被害状況の確認と第二波に備えた業務の継続

## 姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

# 計画策定に至る背景

### 平成17年12月 新型インフルエンザ対策行動計画の策定(国の計画)

東南アジアを中心に発生し、死亡例の報告もされた高病原性鳥インフルエンザ (A/H5N1) 対策のために国が策定



## 平成19年3月 姫路市新型インフルエンザ (A/H5N1) 対応マニュアルの策定

中国で発生した高病原性鳥インフルエンザ(A/H5N1)対策のために策定



平成21年4月 新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生



### 平成21年9月 姫路市新型インフルエンザ対策計画の策定

病原性・感染の拡大状況等に応じた対応策を実施するために策定



### 平成25年4月 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

新型インフルエンザ等\*発生時における国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務及び緊急事態宣言時の措置を規定

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)」第6条第7項 に定める新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそ れのあるものに限る)



平成25年 6月 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の策定 平成25年10月 兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定



# 姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

# 2 新型インフルエンザ等対策の目的

感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせるとともにピーク時の患者数をなるべく 少なくすることで患者が適切な医療を受けられるようにすることにより、市民の生命及び健康を 保護する。

また、行政はもとより、市民及び事業者等が感染対策を実施することにより、感染の機会を減少させ市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、新型インフルエンザ等の発生時に、本市職員が関係機関と連携の上、各々の役割分担を踏まえた迅速な対応を図れるように定めるものである。

## 4 基 本 方 針

- (1) 社会全体での取り組み
- (2) 自らの健康は自ら守る意識の醸成
- (3) 重症化する可能性が高い者への対応

# |5 対策にあたっての基本的な考え方|

(1) 病原性・感染力に応じた適切な対策の実施

発生時は病原性や感染力が不明の場合もあることから、危機管理の原則に則り、強めの対策をとることとし、国・県の方針などを踏まえ、状況に応じた運用を行う。

(2) 発生段階に応じた対応

状況の変化に即応した意思決定を迅速に行う事ができるようあらかじめ想定した状況に応じた段階を設け、各段階での対応方針を定める。

## 6 主な対策の方針

(1) 実施体制

市長を本部長とした「市対策本部」を設置する。政府・県対策本部の方針を基本とし、 各班の対策の進捗状況の意見を聞き、状況に応じて選択して実行する。

(2) 情報収集·提供

サーベイランス体制を強化し、医療体制に役立てる。

情報が行き届きにくい者に対し、対象者に応じた情報の内容、表現に留意した情報発信を行う。

市民の不安等に適切に対応できるよう相談センター等を開設する。

(3) 予防・まん延防止

「不要不急の外出自粛、学校等の臨時休業措置、施設の使用制限等のまん延防止策」に対 し混乱のない対応ができるよう対策を講じる。

(4) 予防接種

登録事業者等の特定接種の登録等に協力するとともに、個別接種と集団接種を組み合わせた体制を構築し、接種を行う。

(5) 医療体制

感染拡大の状況に合わせた医療体制を整備し、適切な医療を確保する。特に妊婦や小児、 透析患者など基礎疾患を有する者などへの医療の確保を目的とした医療体制を構築する。

(6) 市民生活の安定の確保

緊急事態宣言が行われた場合の要援護者への生活支援の体制を確保する。また、福祉施設の使用制限について、状況に応じた対応を整備する。

## 7 組織体制

	姫 路 市 新型インフルエンザ 等対策連絡会議	姫 路 市 新型インフルエンザ 等警戒本部	姫 路 市 新型インフルエンザ 等対策本部
本部長 会長等	会 長:医監 副会長:健康福祉局長、 保健所長	本 部 長:政策局を所管 する副市長 副本部長:副市長、医監、 防災審議監、健康福祉局長	本 部 長:市長 副本部長:副市長、医監 統 括 監:防災審議監
構成員	関係部課長等	関係部長等	全局長等
設置基準	○国外で新型インフルエ ンザ等の疑いがある感 染症が発生し、防疫、 啓発等のため、市とし て体制を整備すべき必 要性が生じた場合にお いて、医監が必要と認 めたとき	○国外で新型インフルエ ンザ等が発生し国内で の発生が予想される場 合において、政策局を 所管する副市長が必要 と認めたとき	○国内で新型インフルエ ンザ等が発生し、新型 インフルエンザ等対策 特別措置法第32条に 規定する「新型インフ ルエンザ等緊急事態宣 言」がなされたとき、 又は、兵庫県において 新型インフルエンザ等 対策本部が設置された 場合において、市長が 必要と認めたとき
	<ul><li>○新型インフルエンザ等に係る市民啓発</li><li>○新型インフルエンザ等</li></ul>	<ul><li>○新型インフルエンザ等 に係る市民啓発</li><li>○新型インフルエンザ等</li></ul>	<ul><li>○新型インフルエンザ等に係る市民啓発</li><li>○保健、医療対策</li></ul>
主な業務	予防対策  ○新型インフルエンザ等 に関するガイドライン、マニュアル等の再 検討、調整 など	感染予防対策 ○初期対応、まん延防止 対策の準備措置 など	<ul><li>○予防、まん延防止対策</li><li>○社会機能維持対策</li><li>など</li></ul>